

◇ 令和 4年度 指定管理者事業評価書

施設名	草津市立橋岡会館・草津市立橋岡教育集会所			指定管理料	利用料金	支出	経理の状況	施設運営の方針
施設所管課	人権政策課	児童生徒支援課	初年度	36,781,000円		37,306,601円	光熱水費の上昇等で指定管理料を支出が上回っているが、昨年度の執行残や指定管理事業運営支援金等で対応されている。	協定に基づきサービスの安定と良質な経営を図る
施設HPアドレス	<a href="http://netsutohikari.or.jp/kanri">http://netsutohikari.or.jp/kanri</a>		2年目					
指定管理者名	NPO法人熱と光		3年目					
指定期間	令和4年4月1日 ~	令和7年3月31日	4年目					
評価対象期間	令和4年4月1日 ~	令和5年3月31日	5年目					

●総合評価の基準		
5	☆☆☆☆☆	評価基準のすべてが☆☆☆以上で、かつ、最も多い評価が☆☆☆☆☆である
4	☆☆☆☆	評価基準のすべてが☆☆☆以上で、かつ、最も多い評価が☆☆☆☆である
3	☆☆☆	評価基準の最も多い評価が☆☆☆である
2	☆☆	評価基準の最も多い評価が☆☆である
1	☆	評価基準に☆が1以上ある

○その他の項目	
公募・非公募の別	非公募
使用料・利用料金制の別	使用料
指定管理者による運営開始日	平成31年4月1日
施設の供用開始日	昭和46年4月1日
指定管理導入前の運営形態	市直営 + 一部事務委託

◆総括評価を概括した総合評価の所見(成果・改善等)

●指定管理者の総合自己評価… ☆☆☆	●市(施設所管課)の総合評価… ☆☆☆
<p><b>令和4年度の管理・運営に係る事業目標(年度当初に記入)</b></p> <p>隣保館および教育集会所を適正かつ効率的に運営管理し、施設の活用を図り、機能を十分に発揮し、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。</p>	<p><b>事業目標および管理・運営に対する評価(事業年度終了後記入)</b></p> <p>各種事業や施設維持管理について、仕様書に定められた基準を満たしている。令和4年度は光熱水費の急激な増加により指定管理料を支出が上回っているが、昨年度の執行残や指定管理事業者運営支援金等で対応している。</p> <p>その他事業内容として、会館事業の周知方法としてLINE公式アカウントを導入するなど、利用者のニーズに応えた新たな取組が行われており、相談事業については、各所関係機関と連携し、昨年度以上の件数に対応している。今後も、地域住民との繋がりを活かし、事業運営に取り組んでいただきたい。</p>
<p><b>事業目標および管理・運営に対する自己評価(事業年度終了後記入)</b></p> <p>橋岡会館・橋岡教育集会所の管理、運営に当たり仕様書に基づき業務を遂行した。今年度も、両施設から新型コロナウイルスの感染症を出さないように感染予防に努めた。昨年度と比較して、まん延防止等重点措置が発令されなかったことから、相談事業を含む各種事業の件数が増加していることと、橋岡会館・橋岡教育集会所(子どもたちも含む)の協力を得て、感染者を出さずに1年間運営できたことを職員一同が喜んでいます。また、令和5年3月から、草津市立橋岡会館LINE公式アカウントを開設し、橋岡会館・橋岡教育集会所主催の各種研修・講座等の開催の案内と緊急性のある連絡事項及び講座中止の連絡についてのメッセージを配信することになりました。登録者も日を追うごとに増加して来ていて、4月末時点で83名の登録と459名のメッセージがあり、好評をいただいていることから、来年度は、更に登録者が増加することが見込まれています。</p>	<p><b>公募・非公募、使用料・利用料金制の導入についての効果の検証</b></p> <p>地域の実情に精通したNPO法人を非公募で指定したことにより、訪問による相談事業等、利用者との関係が構築できている。</p> <p>貸館については、減免利用が多く、貸館収入は年間で54,300円と少額であることから、利用料制を導入するメリットが少なく、現行の使用料金制が適している。</p>

◇施設に係る主な指定管理業務	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・草津市立橋岡会館と草津市立橋岡教育集会所の運営及び維持管理に関すること。</li> <li>・草津市立隣保館条例第3条および草津市立教育集会所設置条例第7条に掲げる事業の企画・運営に関すること。</li> </ul>	

◆評価基準	
☆☆☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、その水準よりもはるかに優れた内容である
☆☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた内容である
☆☆☆	仕様書・協定書等の基準を遵守し、概ねその水準に沿った内容である
☆☆	仕様書・協定書等の基準は遵守し、若干の改善が必要な内容である
☆	仕様書・協定書等の基準を遵守しておらず、改善が必要な内容である

仕様書P2 1 草津市立隣保館条例第3条および草津市立教育集会所設置条例第7条に掲げる事業の(2)文化の向上、社会福祉の増進および健康水準の向上に関する業務について				
評価項目1	指定管理者の自己評価		市(施設所管課)の評価	
	上半期評価	昨年度は、新型コロナウイルス感染防止の為、まん延防止等重点処置を受けたことにより、貸館の時間短縮等の対応をしながらの各講座、教室を実施した。今年度は、コロナ禍の中ではあるが、感染対策にはより一層強化することにより、橋岡会館、橋岡教育集会所でのほぼすべての(カラオケ・料理関係を除き)各講座、教室の開催を実施し、交流や啓発に取り組むことが出来た。	上半期評価	仕様書の内容に沿った事業が実施できている。参加者数が毎回安定しており、参加者が継続して参加する講座ができている。アンケート等でのニーズ調査も利用しながら、引き続き充実した講座の実施に努めていただきたい。
	☆☆☆		☆☆☆	
	下半期評価	下半期も、新型コロナウイルス感染状況が11月から翌年の1月下旬にかけ、増加したことから感染対策に一層強化することにより(カラオケ・料理関係を除き)各講座、教室の開催を実施し、交流や啓発に取り組むことができた。	下半期評価	仕様書の内容に沿った事業が実施できている。講座終了後もサークル活動として継続しているグループがあるなど、参加者間の交流が積極的に行われている。
	☆☆☆		☆☆☆	

仕様書P3 1 草津市立隣保館条例第3条および草津市立教育集会所設置条例第7条に掲げる事業の(3)相談・支援に関する業務について				
評価項目2	指定管理者の自己評価		市(施設所管課)の評価	
	上半期評価	昨年度は、新型コロナウイルス感染防止の為、まん延防止等重点処置を受けたことにより、来館者での相談、訪宅が出来ない状況で電話連絡などが主であった。今年度は、来館者と訪宅での相談・支援を実施する割合が増えた。内訳としては、コロナ感染による入所施設閉鎖や10月以降の介護サービス利用料金値上げにかかる福祉保険相談(高齢者・介護保険)の件数が倍増している。	上半期評価	相談件数は昨年度と同様に上半期で700件を超えており、内容も人権に関することや、就労、教育等多岐にわたる相談を受けていただいている。手厚い相談体制が整えられていると評価できる。
	☆☆☆		☆☆☆	
	下半期評価	上期に引き続き、新型コロナウイルス感染は、夏場と冬場に現れたが感染予防を十分する中で、相談者宅へ訪宅し、高齢者(介護保険)相談・独居老人や障害者の見守りによる相談支援を実施したことにより、相談件数が増加している。また、年金受給者からは、物価の上昇による生活不安から年金相談の件数が倍増している。	下半期評価	会館職員は、訪問による相談を積極的に行っており、普段から住民との関係性の構築に努めている。地域住民からの信頼が厚く、地域に密着した相談体制が構築されているため、相談件数は昨年度と比較して増加したと評価できる。
	☆☆☆		☆☆☆	

仕様書P5 1 草津市立隣保館条例第3条および草津市立教育集会所設置条例第7条に掲げる事業の(4)教育に関する業務について				
評価項目3	指定管理者の自己評価		市(施設所管課)の評価	
	上半期評価	各校園所との連携を取る中で、新型コロナウイルス感染状況を確認しながら、各講座・教室・行事を開催することが出来たが、夏頃に新型コロナウイルス感染者が増加してきたことにより、夏期集中学習会の短縮をして対応した。部落問題学習①②でも、今年度も日帰りの学習となった。ミニ夏祭りやミニ解放文化祭なども小・中学生ともに実施した。	上半期評価	自主活動学級では、地域にある施設を訪れて見学した内容をまとめたり、子どもたちが活動内容を考えたりするなど内容を工夫しながら進められていた。また、教育担当者が、部落問題学習やミニ解放文化祭等において終わりの挨拶を行うなど、主体的に運営される姿が見られた。
	☆☆☆		☆☆☆	
	下半期評価	新型コロナウイルス感染防止対策として、予定していた日時を変更しながら事業を実施した。また、活動内容に関しても、ソーシャルディスタンスとして、個々で活動できる内容を考えながら実施したことにより、予定していた講座等は、実施することができた。	下半期評価	教育担当者の取組により、子どもたちが主体的に自主活動学級に取り組むことができています。部落問題をはじめとするあらゆる人権課題について学習を進められているとともに、活動を通して上級生が下級生の子を気にかける風土を作られ、町内の仲間づくりにつなげられている。
	☆☆☆		☆☆☆	

仕様書P5 1 草津市立隣保館条例第3条および草津市立教育集会所設置条例第7条に掲げる事業の(6)提案事業に関する業務について				
評価項目4	指定管理者の自己評価		市(施設所管課)の評価	
	上半期評価	下半期に計画しているため、なし。	上半期評価	上半期に計画している事業はなかった。下半期に予定している提案事業に向けて準備に取り組んでいただきたい。
	下半期評価	参加者を人数制限し、感染対策を充分に実施した中で提案事業①は松村智弘さん②は北芝解放太鼓保存会「鼓吹」にお願いした。両事業共に、受講者のアンケートには感動されていた方がおられた。とりわけ、提案事業②では、太鼓の奏者の子供たちは不登校の引きこもりの子供たちで、彼らを太鼓の演奏により自尊感情を高め、素晴らしい演奏が出来るグループに育て上げた「鼓吹」の取り組みに感動されていた。来年度も、受講して良かったと言っていたいただける事業を計画したい。	下半期評価	計画どおり仕様書の内容に沿った事業を実施することができた。まちづくりセンターと共催して学区全体へ参加を呼び掛け、広く参加者を募ることができた。
	☆☆☆		☆☆☆	